

## 美濃加茂市公告第12号

### 美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事に係る公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和6年6月3日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

#### 1 発注主管課 美濃加茂市建設水道部土木課

#### 2 工事概要

(1) 工事名 美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事

(2) 工事箇所 美濃加茂市前平町3丁目地内

(3) 公園名 前平公園

(4) 工期 契約締結日から令和7年3月28日まで

(5) 目的 本工事は、前平公園長寿命化対策事業に伴い、開園当初から設置してあった大型複合遊具2基を令和2年度にて撤去を行ったことによる、新設複合遊具設置工事である。

長寿命化対策事業に沿って撤去した遊具と同機能を要しながら、新たなシンボルとなるような複合遊具を設置し、更に市民に愛される公園となるよう整備するものである。このため、優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定いたします。

なお、最も優れた提案を行った提案者は、本市と本工事に係る工事請負契約の交渉を行い、仕様の調整を行った上で契約を締結し、工事を実施していただきます。

(6) 工事内容 遊具設置工事(土工・基礎含む。) 一式

※提案については美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事に関する要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおりとする。

#### 3 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱(令和元年美濃加茂市告示第23号)。

以下「要綱」という。)第4条第1項第1号、3号及び4号に規定する者であること。

- (2) 美濃加茂市競争入札参加資格者名簿（とび、土工又はコンクリート工）に登録されている者であること。
- (3) 参加事業者は、本工事を行う能力を有する単独企業とする。
- (4) 参加事業者は、提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続を行う。
- (5) 参加事業者は、地方公共団体、民間企業等から発注された遊具設置工事の履行実績があること。
- (6) 参加事業者は、事業運営・維持管理を円滑に迅速な対応ができることが求められるため、本工事に従事する者は、愛知県・岐阜県・三重県内の事務所（本社・支店・営業所を含む。）の常駐者であること。
- (7) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

#### 4 失格要件

参加事業者は、参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外し、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなった場合
- (2) 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (5) 参加承諾届又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (7) 会社更生法又は民事再生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合

#### 5 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、提案書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾した

ものとみなす。

- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (5) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。  
提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書等の返却はしない。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき、提案書等を公開することがある。
- (8) 提案書等の提出は1社につき1件とし、複数案件は認めないものとする。
- (9) 本プロポーザルを遂行する上で知りえた情報及び内容を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、本プロポーザルの終了後も同様とする。

## 6 スケジュール

項目	期間
参加表明書の提出	令和6年6月3日（月）午前9時から 同月21日（金）午後5時まで
質問の受付	令和6年6月3日（月）午前9時から 同月10日（月）午後5時まで
質問の回答	令和6年6月13日（木）
提案書等の提出期間	令和6年6月28日（金）午前9時から 同年7月26日（金）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和6年8月2日（金）（予定） ※提案者が5者以下の場合は、1次審査を省略する。
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年8月16日（金）（予定）
契約の締結	令和6年8月下旬（予定）

## 7 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

#### ①公募型プロポーザル方式等参加表明書（様式第1号）

※様式は、ホームページで取得すること。窓口では配布しない。

#### ②会社概要（様式第2号）

※上記の内容をすべて含んだ会社案内等既存のパンフレット等があれば添付

#### ③工事实績調書（様式第3号）

※過去5年間における類似事業（遊具設置工事）の実績を記載してください。

なお、記載にあたっては、元請けで実施した実績を優先し記載すること。

※受注が確認できる資料（契約書、CORINS等）の写しを添付すること。

#### ④配置予定技術者調書（様式第4号）

#### ⑤納税証明書（国税・都道府県税・市町村税について滞納のない証明・発行後3箇月以内のものに限る。）

### (2) 提出方法

建設水道部土木課へ持参すること。

提出期間は、令和6年6月3日（月）午前9時から同月21日（金）午後5時までとする。

### (3) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和6年6月24日（月）をもって行うものとし、その結果は、同月26日（水）に郵送により通知する。

### (4) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和6年7月1日（月）までに書面により理由について説明を求めることができる。

説明を求められたときは、同月5日（金）までに書面により回答する。

## 8 質問の受付・回答

### (1) 提出方法

参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を質問書（様式第5号）に簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

### (2) 提出先

建設水道部土木課 TEL：0574-25-2111（内418）

FAX：0574-27-3764

e-mail：doboku@city.minokamo.lg.jp

### (3) 回答方法

質問は、まとめてEメールにより全参加事業者へ回答し、軽易な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答すること

がある。

なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

また、回答は、市のホームページ上でも公表する。

## 9 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提案書等の提出時には下記書類を提出すること。

また、参加表明書の提出時にすでに提出した書類についても改めて提出すること。

#### ①提案書提出届（様式第6号）

#### ②見積書（様式第7号）

※遊具設置工事の費用が確認できる見積書を様式に従い提出すること。

#### ③目的物の概要図（任意様式）

※完成予想イラスト、概要説明書（コンセプトや美濃加茂市の特徴を意識したことなどの説明）をA3判（片面記載）カラーで提案すること。

#### ④長寿命化事業に基づく遊具の新旧機能対照（様式第8号）

#### ⑤要求水準書（4提案を求める範囲）に対する説明資料（任意様式）

#### ⑥遊具等の配置計画図（任意様式）

#### ⑦製品の寸法や材質のわかる構造図（平面図、立面図及び側面図）（任意様式）

#### ⑧全体工程計画書（任意様式）

#### ⑨その他必要に応じた補足説明資料（任意様式）

### (2) 提出方法

建設水道部土木課へ持参すること。

提出期間は、令和6年6月28日（金）午前9時から同年7月26日（金）午後5時までとする。

### (3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部：A3判又はA4判、両面印刷、ステープラー止めとする。）ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

## 10 審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### 11 審査手順

#### (1) 書類審査（第1次審査）

審査委員会は、提案書等について、12審査基準に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者を選考する。ただし、

参加事業者が5事業者に満たないとき又は評価の低い参加事業者が複数あるときは、5事業者に満たない参加事業者を選考することがある。

提案者が5者以下のときは、第1次審査を省略する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）

第1次審査を通過した参加事業者を対象に、次の時間配分により第2次審査を実施する。審査の順番については、原則として提案書等の受付順とする（第1次審査後に通知する）。開始時間及び場所は、第1次審査通過者に別途通知する。

・プレゼンテーション：20分以内

・ヒアリング：20分以内

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参すること。

※参加事業者は、事業計画書の内容を説明するためにスクリーン等を使用することができる。

これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。

※市は、スクリーン、電源コンセント及びプロジェクターは用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備すること。

※提案資料のみで説明すること。

(3) 審査の結果

第1次審査及び第2次審査の最低基準点は、満点の70%とする。

審査結果は、全参加事業者に文書で通知する。

また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

## 1.2 審査基準

別表「美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事評価基準」により審査を行う。

## 1.3 工事価格の上限

この美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事にかかる概算工事価格の上限は、下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに、候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

53,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 1.4 契約の締結

審査により、候補者として決定した者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約書は、仕様書及び提案書等に基づいて決定する。

また、当初仕様書に変更が生じる可能性がある。

#### 1 5 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに工事の実施において、使用する言語は日本語とし、使用する通貨は円とする。
- (3) 提案書等については、期限後の提出、差し替え等は認めない。

## 別表

## 美濃加茂市前平公園複合遊具設置工事評価基準

評価項目	判断基準	配点
①コンセプト	・特性を活かしたテーマ等により公園の景観や地形に調和した魅力的な提案となっている。	最大10点
	・子どもたちが遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていける遊戯施設としてふさわしい提案となっている。	最大10点
②遊具の構成要素	・年齢層（乳幼児～3歳、3歳～6歳、6歳～12歳）別にバランスよく遊具が配置されニーズごとの配慮された提案となっている。	最大5点
	・美濃加茂市らしい、または周辺地域にない構成要素が取り入れられた提案となっている。	最大5点
	・設置スペースや地形を有効活用した提案となっている。	最大5点
③維持管理	・劣化の低減や長寿命化（耐用年数、保証期間）に配慮した部材が使用されているなど維持管理費が抑えられる提案となっている。	最大10点
	・日常の点検や小規模な修繕など維持管理のし易さが考慮されており、遊具をできるだけ長く使用できるような工夫がされている。	最大5点
④安全に対する配慮	・子どもの予期しない遊びに対する安全検討が行われているなど利用者が安心して遊べるように配慮された提案となっている。	最大10点
⑤ユニバーサルデザイン	・ユニバーサルデザイン及びインクルーシブの配慮がされ、誰もが利用しやすく、楽しめるような工夫がされている。	最大5点
⑥長寿命化対策	・撤去した大型遊具2基が持っていた機能を新設遊具にも要した施設となっている。	最大10点
	・新旧遊具比較表を整理し、装飾機能など詳細な部分分けがされている。	最大10点
⑦コストの妥当性	・見積価格が上限額の範囲内であり、かつ提案内容と価格を比較した場合、本事業の目的達成への寄与度が優れているか	最大15点